

## 新旧対照表

【関税評価に係る事前教示制度について平成17年6月21日財関第806号】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税評価に係る事前教示実施要領</p> <p>(制定の趣旨) (省略)</p> <p>1 . 及び 2 . (省略)</p> <p>3 .(省略)</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 口頭により回答を行ったものについては、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「<u>関税評価に係る口頭照会に対する回答記録票</u>」(別紙様式8)にとどめるものとする。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>関税評価に係る事前教示実施要領</p> <p>(制定の趣旨) (同左)</p> <p>1 . 及び 2 . (同左)</p> <p>3 .(同左)</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 口頭により回答を行ったものについては、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「<u>口頭照会に対する回答記録票</u>」(税關様式C第1000号-4)にとどめるものとする。</p> <p>(5) (同左)</p>

(別紙様式 8 )

## 関税評価に係る口頭照会に対する回答記録票

整理番号			担当部門					続き	有 無
照会日時 平成 年 月 日 時 分			回答日時 平成 年 月 日 時 分			回答者			
照会者	法人	会社名	【輸入者符号】						
	個人	氏名	TEL	( )	FAX	( )			
			TEL	( )	FAX	( )			
種 別		電話	来訪	その他(郵送・FAX等)					
業 種		貿易関係業者	通関業者	個人	その他				

照会内容	現実支払価格 材料・部品等の費用 ロイヤルティ等	輸入港までの運賃等 工具・鋳型等の費用 売手に帰属する収益	仲介料その他の手数料 消費物品の費用 控除すべき費用等	容器・包装の費用 役務(技術、設計等)の費用 その他( )
------	--------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

照会の概要				
-------	--	--	--	--

【説明資料の要求 有( インボイス、 契約書、 帳票、 その他( ) ) 無】				
申告予定日			申告予定官署	

回答内容				
------	--	--	--	--

関係法令等				
文書による照会を懇意	有 無	口頭回答とした理由		
協議先	関税評価センター	評価部門	その他( )	なし

チェック 項目	明確に回答できない理由を説明した。 事実関係が異なる場合には、回答した関税評価上の取扱いが変わる旨説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。	統括官等確認
------------	--	--------

(規格 A 4 )